論点③　所定疾患療養費の見直し

論点③

- ■ 所定疾患施設療養費については、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪を対象として、介護老人保健施設における入所者への医療提供を評価している。
- ■ 褥瘡感染について、入所で対応した内容としては98.7％で処置を中心とした対応が行われていた。また、10.2％が医療機関への入院対応となっていた。
- ■ 医療機関への入院理由としては、重症度等に加え、「現行の介護報酬では費用の持ち出しとなる状態であったため」が挙げられた。
- ■ 入所者の多様な医療ニーズに対応し、介護老人保健施設における医療ニーズを有する利用者への対応を強化する観点から、所定疾患施設療養費における対象疾患の在り方についてどのように考えるか。

対応案

- ■ 入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患施設療養費の対象疾患として、褥瘡感染を追加することとしてはどうか。ただし、入所中に生じた褥瘡感染に対する措置は対象外としてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.31 より抜粋

1.（3）⑱　所定疾患施設療養費の見直し

令和6年度改定

概要

【介護老人保健施設】

○　介護老人保健施設の入所者に適切な医療を提供する観点から、介護老人保健施設における疾患の発症・治療状況を踏まえ、対象に慢性心不全が増悪した場合を追加する。【告示改正】

単位数

＜改定前＞
所定疾患施設療養費（Ⅰ）　239単位/日
所定疾患施設療養費（Ⅱ）　480単位/日

▶

＜改定後＞
変更なし
変更なし

算定要件等

○　肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。

＜所定疾患施設療養費（Ⅰ）＞
○　診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
○　所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

＜所定疾患施設療養費（Ⅱ）＞
○　診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
○　所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
○　当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.29 より抜粋

介護老人保健施設における褥瘡感染に対する対応状況

○褥瘡感染が発症した利用者について、入所で対応した割合は88.6%、医療機関へ入院した割合は10.2%であった。また、入所で対応した利用者に対しては、処置が98.7%で実施されていた。
○医療機関へ入院した理由としては、「施設では対応できない重症度の医療管理が必要であったため」が最も多く88.9%であった。また、「現行の介護報酬では費用の持ち出しになる状態であったため」も47.2%であった。

■ 褥瘡感染を発症した利用者がいた施設の割合

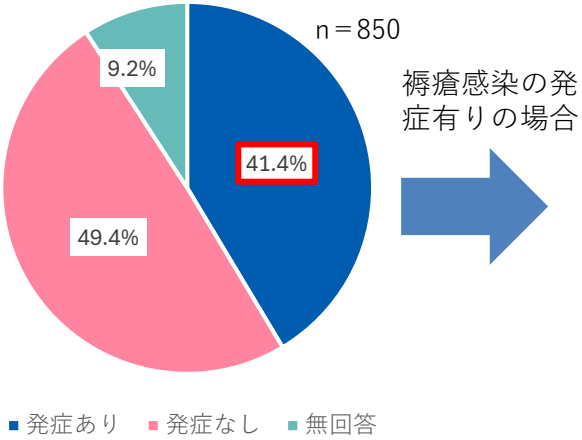

■ 褥瘡感染が発生した利用者への対応

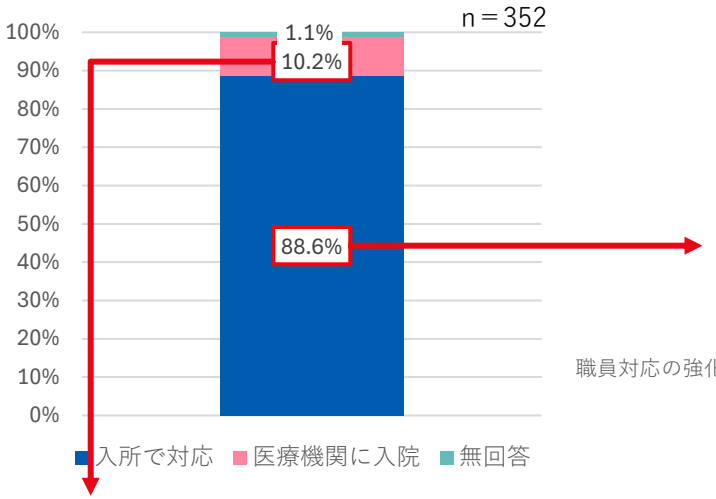

■入所で対応した利用者へ実施した対応内容

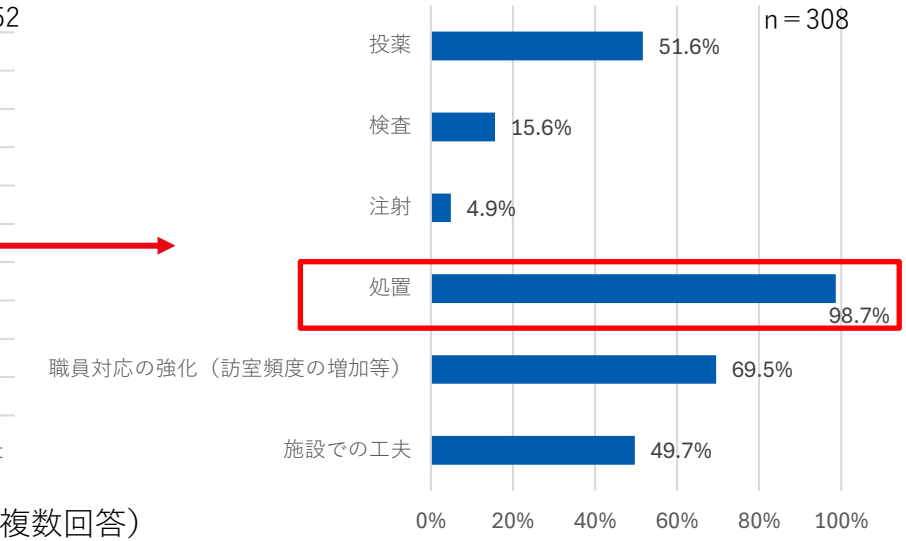

■ 医療機関へ入院した理由（複数回答）

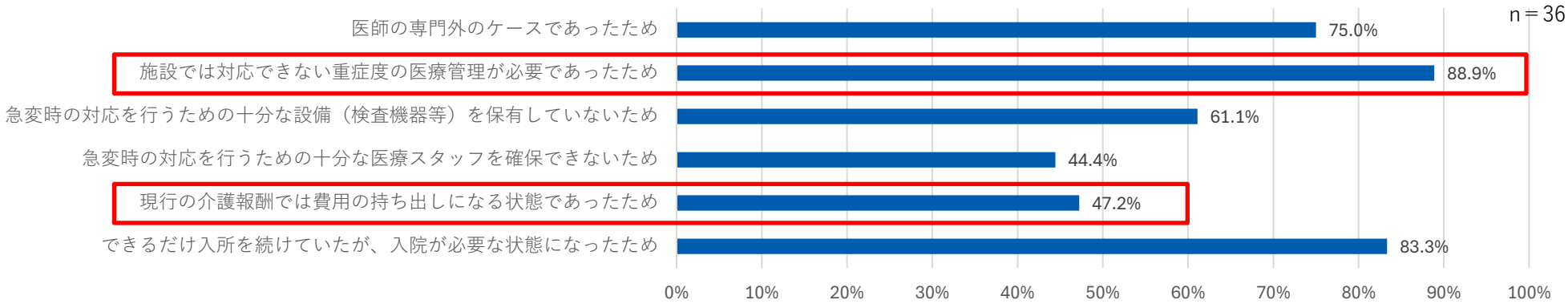

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「介護老人保健施設における施設類型別の実態把握にかかる調査研究事業」（速報値）

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p. 30 より抜粋